

共同認定使用許諾に関する規程

制 定 2022年7月21日

第1条（目 的）

本規程は、一般社団法人日本壁装協会（以下、「本会」という。）が定める認定共同管理運営規則（以下、「規則」という。）について、必要な事項を定めたものである。

第2条（被使用許諾の区分）

規則第3条1項の被使用許諾者区分は、以下のとおりとする。

区 分	適 用
D 1	国内の JISA6921 の認証を持つ自社工場で、JIS 認証品を製造するもの又は、製品認証審査要綱（共通）に則った品質管理体制が講じられた製品（JISA6921 で要求される品質項目の一部が適合しない紙系壁紙及び繊維系壁紙、無機質系壁紙又は、塩ビ壁紙のトリム品に限る。）を製造するもの。 （なお、製造される製品の F☆☆☆☆ は原則として被許諾者の JISA6921 の認証とする。）
D 2	製品（JISA6921 で要求される品質項目の一部が適合しない紙系壁紙及び繊維系壁紙、無機質系壁紙又は、塩ビ壁紙のトリム品を除く。）を製造するもので、製造の一部工程又は、全工程を第三者に委託して製造するもの又は当該方法により製造された製品（（JISA6921 で要求される品質項目の一部が適合しない紙系壁紙及び繊維系壁紙、無機質系壁紙又は、塩ビ壁紙のトリム品を除く。）を販売するもの。 （なお、取り扱う製品の F☆☆☆☆ は原則として共同認定使用者の大臣認定とする。）
D 3	海外で製造された輸入品の壁紙を販売するもの。 （なお、取り扱う製品の F☆☆☆☆ は原則として共同認定使用者の大臣認定とする。）

第3条（使用許諾申請に必要な書類）

規則第3条2項の書類は、以下のとおりとする。但し、本会が設置する壁紙品質情報管理システム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が不要とした書類は、提出しなくてよいものとする。 なお、試験結果及び試験成績書については、本規程に期限の指定がない場合は発行後半年以内のものとする。

1 区分 D 1

- （1）防火壁装材料認定共同管理登録申請書（共同認定 書式 001 号）
- （2）品質管理概要説明書（共同認定 書式 002 号）。
- （3）審査を行う認定分類コード番号（以下、「コード」という。）毎に代表一点の壁紙構成断面図（共同認定 書式 003 号）
- （4）前記第3号の代表一点の壁紙サンプル（A4サイズ3枚）

- (5) シックハウス対策壁紙登録申請書（JIS用）（書式 WA501号）
- (6) JIS認証書（認証期限内のもの）写し
- (7) 前記第3号の代表一点の壁紙のホルムアルデヒド放散量測定試験成績書（本会が指定する試験機関（以下、「試験機関」という。）によるもの、N＝1）
- (8) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料
- (9) JISA6921で要求される品質項目の一部が適合しない紙系壁紙及び繊維系壁紙又は、塩ビ壁紙のトリム品を製造するものである場合には、前各号の他、次の①から③の書類
 - ①該当する製品の製品規格等説明書
 - ②ホルムアルデヒド発散建築材料大臣認定書
 - ③シックハウス対策壁紙登録申請書（大臣用）（書式 WA501号）

2 区分D 2

- (1) 防火壁装材料認定共同管理登録申請書（共同認定 書式 001 号）
- (2) 品質管理概要説明書（共同認定 書式 002 号）
- (3) 審査を行うコード毎に代表一点の壁紙構成断面図（共同認定 書式 003 号）
- (4) 前号の代表一点の壁紙サンプル（A4サイズ3枚）
- (5) シックハウス対策壁紙登録申請書（大臣用）（書式 WA501号）
- (6) ホルムアルデヒド発散建築材料大臣認定書
- (7) 前記第3号の代表一点の壁紙のホルムアルデヒド放散量測定試験成績書（試験機関によるもの、N＝1）
- (8) 前記第3号の代表一点の壁紙の安全データシート等
- (9) 仕入れ先又は委託加工先登録及び生産工程フロー図（共同認定 書式 004 号）
- (10) 申請者のJISA6921、ISO9001等の証明書
- (11) 加工委託先又は製造委託先のJISA6921、ISO9001等の証明書
- (12) 審査を行うコードで生産される製品番号一覧表及び構成断面図（共同認定 書式 005号）
- (13) 前記第3号の代表一点の壁紙単体の発熱性試験結果（試験機関又は本会が実施する「壁紙単体燃焼試験に関する講習会プログラム」の受講者（以下、「プログラム受講者」という。）が発行するもの）、試験機関で実施した強熱減量試験結果及び主素材分析結果（すべてN＝1以上）
- (14) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料

3 区分D 3

- (1) 防火壁装材料認定共同管理登録申請書（共同認定 書式 001 号）
- (2) 品質管理概要説明書（共同認定 書式 002 号）
- (3) 審査を行うコード毎に代表一点の壁紙構成断面図（共同認定 書式 003 号）
- (4) 前記第3号の代表一点の壁紙サンプル（A4サイズ3枚）
- (5) シックハウス対策壁紙登録申請書（大臣用）（書式 WA501号）
- (6) ホルムアルデヒド発散建築材料大臣認定書
- (7) 前記第3号の代表一点の壁紙のホルムアルデヒド放散量測定試験成績書（試験機関によるもの、N＝1）

- (8) 前記第3号の代表一点の壁紙の安全データシート、テクニカルデータシート又はパフォーマンス宣言等
- (9) 製造から仕入れに至る生産工程フロー図（共同認定 書式 004 号）
- (10) 申請者のISO9001等の証明書
- (11) 仕入れ先のISO9001等の証明書（CEマーク、RALマーク、第三者認証等）
- (12) 審査を行うコードで生産される製品番号一覧表及び構成断面図（共同認定 書式 005 号）
- (13) 前記第3号の代表一点の壁紙単体の発熱性試験結果（試験機関又はプログラム受講者が発行するもの）、試験機関で実施した強熱減量試験結果及び主素材分析結果（すべてN=1以上）
- (14) 前記第3号の代表一点の壁紙と下地基材を張りあわせた試験体の発熱性試験結果（試験機関によるもの、N=3）
- (15) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料

第4条（製造場所等の実地検査）

規則第4条2項及び第11条の実地検査の内容は、以下のとおりとする。なお、実地検査は、壁紙の製造場所や事務所等にて管理体制を監査するため、一般財団法人日本建築総合試験所及び本会が行う。

1 区分D1

該当する製品を製造する工場において、申請者又は被許諾者に対し、次の各号に定める資料等に基づきヒアリング等を実施する。

- (1) 品質管理概要説明書（共同認定 書式 002 号）
- (2) 本会が指定した製品（製品番号）の関連資料
- (3) 原材料のSDS、受入検査書及び納入仕様書
- (4) 本会が指定した製品番号に対する構成断面図（共同認定 書式 002 号）
- (5) QC工程表（工程フロー図）
- (6) 自主品質管理等の試験測定記録
- (7) クレーム処理規程
- (8) 製造指示書及び製造検査明細書
- (9) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料

2 区分D2及びD3

運営委員会が指定した場所において、申請者又は被許諾者に対し、次の各号に定める資料等に基づきヒアリング等を実施する。

- (1) 品質管理概要説明書（共同認定 書式 002 号）
- (2) 本会が指定した製品（製品番号）の関連資料
- (3) 原材料SDS又はこれに準ずる書類
- (4) テクニカルデータシート／パフォーマンス宣言等
- (5) 本会が指定した製品番号に対する構成断面図（共同認定 書式 003 号）
- (6) 製造から仕入れに至る生産工程フロー図（共同認定 書式 004 号）
- (7) 自主品質管理試験測定記録

- (8) 質量測定記録・発熱性試験結果
- (9) クレーム処理規程
- (10) 委託先管理状況確認書
- (11) 製造指示書及び製造検査明細書
- (12) 納入基準書及び発注手順書
- (13) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料

第5条 (自主品質管理及び基準)

規則第10条1項の自主品質管理の内容は、以下のとおりとする。

使用許諾期間（最長3年）中（使用許諾期間が更新された場合には、更新後の使用許諾期間を含む。）に使用許諾されたコード毎に最低一点以上について、次の各号に定める確認及び試験を実施して品質管理を行うものとする。

- (1) 試験機関で実施した強熱減量試験（N=1以上）による認定仕様と製品有機質量との整合性確認
- (2) 認定仕様と製品構成断面図との整合性確認
- (3) 日常品質管理としての試験機関又はプログラム受講者が実施する壁紙単体の発熱性試験（N=1以上）

第6条 (サンプリング検査)

規則第11条のサンプリング検査の内容は、以下のとおりとする。

1 本会が指定した製品（材料区分毎に一点）について、次の各号に定める試験を実施する。

- (1) 強熱減量試験（N=1）
- (2) 壁紙単体の発熱性試験試験結果（N=3）
- (3) 主素材分析、断面観察（各N=1）（初回審査及び第1回更新時）

2 被許諾者は、前項の試験を実施する前に、本会に次の各号に定める書面を提出する。

- (1) 本会が指定した製品番号の構成断面図（共同認定 書式 002 号）
- (2) 前号の他、運営委員会が必要と判断した資料

第7条 (更新手続)

規則第16条の書類は、以下のとおりとする。

- (1) 共同認定更新申請書（共同認定 書式 006 号）
- (2) 第4条の实地検査の報告書（是正処置が行われた場合はその書類を含む）
- (3) 第5条の品質管理の成績書（使用許諾期間（最長3年間）中に実施したもの）
- (4) 第6条のサンプリング検査の結果
- (5) 前各号の他、運営委員会が必要と判断した資料

附 則

第1条 本規程の制定、改廃は、運営委員会の決議により行う。

第2条 本規程は2022年7月21日より施行する。